

平成30年度

明石市立錦が丘小学校 いじめ防止基本方針

本方針はいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校の実情に応じたいじめ防止等の対策のための基本的な方針を定める。

平成30年4月1日

明石市立錦が丘小学校

1. はじめに

いじめは重大な人権侵害で絶対に許されない行為であるという認識のもと、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

●いじめの理解

・いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じるものをいう。(出典:いじめ防止対策推進法)

・いじめの基本認識

- ①どの子どもにもどの学級にも起こり得る
- ②人権侵害であり、人として決して許される行為ではない
- ③大人には気づきにくいところで行われ、発見しにくい
- ④児童は、入れ替わり加害も被害も経験する
- ⑤暴力を伴わなくても、生命、身体に重大な危険が生じる
- ⑥いじめの様態により、暴行、恐喝等の刑罰法規に抵触する
- ⑦傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である

2. いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

いじめ問題の克服に向けた基盤として、学校・家庭・地域が、それぞれの役割を果たしつつ、一体となって、児童一人一人の人的成長を促すことが必要であり、特に学校においては、全ての教科を含め、教育活動全体を通じて取り組む必要がある。

- ・いじめ問題は、重大な人権侵害で、絶対に許されない行為であり、学校の在り方が問われる問題であるとの認識に立つこと。また、命や人権を尊重する教育を推進し、児童の多様性が生かされ、互いの違いを認め合う学級経営を行うこと。
- ・教育活動全体を通じて、児童の自己有用感や規範意識を醸成すること。
- ・学校経営方針に基づき、未然防止、早期発見・対応に向けた教職員の対応能力を向上させるとともに、家庭・地域との連携強化を図り、関係者が一体となって組織的に対応すること。
- ・児童が、学級活動、児童会活動等での主体的な活動を通じ、いじめ防止の活動等について自分たちで考え実行できるよう、教職員は日常の望ましい生活態度の形成をはじめ、発達段階に応じて自ら解決できるよう支援すること。

3. いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 指導体制

①いじめ防止等対策委員会の設置

- ・いじめ対策委員会は、校長・教頭・生指担・不登校担・養護教諭・各学年いじめ対策担で組織する。
- ・いじめ防止等対策委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込まないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で対策を行う。

いじめ防止等対応組織

いじめ防止等対策委員会

校長 教頭 生指担 不登校担 養護教諭 各学年いじめ対策担

連絡・協議・情報収集

校内組織

- ・ 生徒指導委員会
- ・ 特別支援教育委員会
- ・ 学校保健委員会
- ・ 各学年、専科

保護者・地域・外部機関との連携

- ・ P T A
- ・ 教育委員会
- ・ スクールカウンセラー
- ・ 県中央子ども家庭センター
- ・ 明石警察署 生活安全課少年係
(9 2 2 - 0 1 1 0)

②いじめ防止等対策委員会の機能と役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
- ・ いじめ防止対策のための年間計画の作成・実施
- ・ いじめに関する児童生徒、保護者及び地域に対する意識啓発
- ・ いじめの相談・通報窓口としての役割とその周知
- ・ いじめがあるかどうかの判断やいじめが疑われる情報があつた時の迅速な対応
- ・ いじめの情報や問題行動等に係る情報の収集と記録
- ・ いじめの対応に関する校内研修等の企画
- ・ いじめ防止等について PDCA サイクルによる検証・改善等

③年間計画の策定

- ・ いじめのない学校づくりを進めるうえでの取組を年間計画として定め、定期的に点検・評価を行う。
いじめ対策委員会（毎月1回）、職員会議、いじめアンケート6月・11月・2月

④学校・家庭・地域の連携

- ・ 相互に密接な連携を図り、一体となった教育活動を推進する。
- ・ 学校間においては、配慮を要する児童に情報の引継を行い、指導体制・指導内容の共有を図る。

⑤学校評価・教員評価による改善

- ・ 組織的対応の取組を評価し、次年度に生かす。

(2) 未然防止、早期発見・早期対応への具体的な取り組み

①未然防止

- ・ いじめを許さない体制の確立と児童への指導、周知

- ・学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成
- ・「わかる、楽しい」授業づくりの推進
- ・道徳の時間の充実と全教育活動における指導
- ・「フレンドカード（友だちのよいところやがんばっているところを見つけ、校内放送で紹介する）」等の取り組みを基盤とした、互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
- ・児童や学級の様子把握（教師集団として動く・統一された指導）
- ・異校種保幼小中間の連携、協力体制の整備

（３）早期発見・早期対応

- ・日常的な児童理解と細かなことでも気になることは、時系列にして記録する。
- ・教職員間の情報交流、共有
- ・児童からの情報の活用
- ・市内一斉アンケート調査の実施
アンケート調査は、各学期１回、６月・１１月・２月に実施する。
- ・「いじめ発見のチェックポイント」の活用
- ・日記、個人ノート等の活用
- ・個別面談、教育相談の充実
- ・担任だけでなく、養護教諭・スクールカウンセラー等、多面的なかかわりを有効活用できる教育相談体制を構築する。

（４）いじめ発生時の組織対応

①連絡体制

I.速やかに管理職への報告

II.いじめ対策委員会の招聘、開催（校長）

〈役割分担〉

- ・被害児童への聞き取り
- ・加害児童への聞き取り
- ・周辺児童への聞き取り
- ・該当児童、保護者への連絡

III. 正確な事実確認（担任及び関係職員）。

正確な情報収集と分析

- ・いじめられた子どもの立場に立って、いじめられた子どもの気持ちを受け止めながら、いじめの経緯や行為等の内容などについて、丁寧に確認し、時系列に沿って事実を記録する。
- ・いじめかどうかを一人で判断せず、情報を集め、組織的に対応する。
- ・被害者・加害者・観衆（周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする）・傍観者（見て見ぬふりをする）など、いじめに関わった様々な立場の子どもたちから、事実の聞き取り、記録とともに思いについて確認を行う。

IV.初期指導体制

学年内におけるいじめ問題・・・担任＋学年生指担（いじめ対策担）＋生指担＋管理職

複数学年によるいじめ問題・・・担任＋該当学年生指担（いじめ対策担）＋生指担＋管理職

重大ないじめ問題・・・いじめ対策委員会＋外部機関（教育委員会・子ども家庭センター・警察等）

②対策の検討

* 対策の検討と役割分担・調整

* 対応への全教職員の意思統一

- ・ 具体策に応じた教職員一人一人の役割を明確に示す。

* 関係機関等との連携・調整

- ・ 家庭・地域・関係機関等に報告・連絡・相談等を適切に行う。その際、窓口の一本化を図る。
- ・ 子どもたちへの指導段階では、明石少年サポートセンターと、また、触法事案に至っては、明石警察署（生活安全課少年係）と、情報の共有や連携に努める。

③ 個別の対応

* いじめられた児童側への対応

- ・ 児童に、いじめの解消に向けた決意を伝え、徹底して守る姿勢を示す。
- ・ 児童を決して孤立させず、安心して相談できる場を継続的に設定する。
- ・ スクールカウンセラー等と連携し、児童の心のケアを行う。
- ・ 家庭や外部の関係機関等と連携をとる。

* いじめられた児童の保護者への対応

- ・ 家庭訪問し、誠意を持って子どもの状況を正確に伝え、協力をお願いする。
- ・ 保護者の思いを十分に傾聴し、今後の指導の方向性と解消への見通しを伝える。
- ・ スクールカウンセラー等によるサポートを受けることも可能であることを伝える。
- ・ 適時情報の正確な連絡と、指導状況についての経過報告を行う。

* いじめた側の児童への対応

- ・ 子どもたちが、落ち着いて自らの言動を顧みることのできる場を設定する。
- ・ 自らの言動が、相手の人としての威厳を傷つけたことに気付かせ、反省を促す。
- ・ 自分のどのような面がいじめという行動につながったのかを知り、再発防止の意識づけにつないでいく。またその過程においてスクールカウンセラー等、専門家のサポートを積極的に活用する。
- ・ 家庭や外部の関係機関との連携を図る。

* いじめた側の子どもたちの保護者への対応

- ・ 家庭訪問したり、学校で面談したりするなど、いじめの事実について冷静かつ正確に伝える。その際、複数の教職員などで対応する。
- ・ 保護者へ「いじめに対する正しい認識」を促し、いじめられた子どもとその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すように助言する。
- ・ スクールカウンセラー等によるサポートを受けることも可能であることを伝える。

④ 周囲の子どもたち・保護者等への対応

* 学級活動・児童会において

- ・ いじめは重大な人権侵害であり、人として絶対に許されない行為であることを指導し、自分たちの周りにおけるいじめについて考えさせる。
- ・ 学級活動、児童会などの場を通して、いじめ根絶のために、具体的に何をすればよいのか、話し合う機会を設ける。

*周囲の児童への対応

- ・いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではなく、自分を含めた集団全ての問題であり、決して他人事でないことを理解させる。
- ・周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」は、いじめ行為を積極的に是認・助長する存在となり、いじめ行為と同じであるを理解させる。
- ・見て見ぬふりをする「傍観者」は、いじめ行為を暗黙的に指示・加担する存在となり、いじめられている子どもたちにとっては、支えにはなり得ないことを理解させ、いじめを止めさせたり、誰かにいじめを知らせたりする勇気を持たせる。
- ・いじめられている子どもの苦悩する気持ちや立場になり、自分には何ができるかを考えさせ、人権尊重の精神と思いやりのある心を育てるとともに、自らの意思によって行動が取れるように指導する。
- ・児童が自らの「気づき」を教職員をはじめとした大人につなぐ行動をおこしやすい雰囲気づくりを行う。

*周囲の児童の保護者への対応

- ・事実に基づく適切な情報の提供を行い、誤解や動揺が広がらないよう、各家庭への協力をお願いする。
- ・関係する子どもたちや保護者のプライバシーを尊重するとともに、各家庭でもいじめ問題の解消に向けて、できることを話し合ってもらおうようお願いする。
- ・今後の指導の方向性と解決への見通しを伝え、適切な経過報告を行う。

*PTA・地域との連携・協力

- ・PTA や地域などにおいて、不正確な情報や誤解が広がらないよう、適切な時期に正確な情報提供を行う。
- ・学校の方針やいじめ事案の解消の見直しを適切に示し、理解と協力を求める。
- ・人権やプライバシーに配慮し、子どもたちを温かく見守ることをお願いする。
- ・校外などにおけるいじめや問題行動等については、PTA やスクールガード、自治会等、地域の方々としっかり連携を行い、気づきや発見があれば、学校へ速やかに連絡が入る体制づくりを行うとともに、実態把握、早期発見に努める。

*関係機関等との連携・調整

- ・教育委員会事務局の指導を受けながら、必要に応じて、県中央子ども家庭センター・警察・少年サポートセンターなどの関係機関と連携を図る。

⑤事後指導

*関係者・機関等への適切な報告

- ・保護者や関係機関等にいじめの解消に至った経緯、及び今後の指導について適切に報告する。

*長期間の継続観察と指導

- ・解消したと見られた後も、子どもたちの観察を継続して行い、適宜指導する。

*事例の分析、改善策の立案

- ・事例として記録に残し、指導方法改善への資料とする。

⑥体制の強化

＊総合的に取組体制の強化

- ・これまでの事例をもとに改善点を洗い出して、学校の指導体制を見直し、いじめ問題の総合的な取組体制を強化する。

県教委発行の「いじめ対応マニュアル」を活用しての事例研究を行う。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

①インターネットの危険性やネット上のトラブルについて、最新の動向を把握。

- ・情報モラルに関する教職員の指導力向上
- ・児童、保護者への啓発

②いじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等の迅速な対応。

- ・人権侵害や犯罪、法律違反等、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門機関と連携し、削除等の依頼をする。

(6) 校内研修の充実

いじめ対応マニュアルや各校のいじめ防止基本方針等を活用した校内研修を実施し、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。また、教職員がいじめ対応マニュアルや学校いじめ防止基本方針を活用して、日頃の指導や取組等の点検を行い、いじめの認知や対応能力の向上を図る。また、臨床心理士等、専門家が実施する研修も積極的に活用する。

4. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは（いじめ防止対策推進法第28条第1項より）

重大事態とは、「いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けた子どもの状況で判断する。

また、「いじめにより子どもが相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、子どもが一定期間、連続して欠席しているような場合（目安は、連続欠席3日、断続欠席7日）には、適切に調査し、校長が判断する。

また、子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、校長は直ちに教育委員会に報告するとともに、教育委員会と調査主体を協議し（学校主体で調査し教育委員会は学校の調査をバックアップするのか、教育委員会が調査するのか）、判断する。

学校主体の調査にあたっては、校長はリーダーシップを発揮し、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である弁護士や教育委員会児童生徒支援課担当職員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

5. 評価・検証等

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防

止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、PTA総会をはじめ、学年懇談会、個人懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に向けた情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているか、いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針を見直す際に、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から子どもの意見を取り入れるなど、いじめの防止等について子どもの主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者や地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。